

中央競馬 Q & A

【第16版】



平成26年
日本中央競馬会

目 次

A. 生産

Q 1. 競馬における競走馬のサイクルとはどのようにになっているのか。	1
Q 2. 競走馬の生産頭数は。	1
Q 3. 競走馬の生産地は。	1
Q 4. 軽種馬協会、軽種馬農協とは。	1

B. 競走馬の購買

Q 5. 競走馬の購買について、どのような方法があるのか。	2
Q 6. セリ市場とは。	3
Q 7. J R A 育成馬とは。	4
Q 8. 仔分け馬とは。	4
Q 9. 馬名の登録はどのようにすればよいのか。	4

C. 育成

Q 10. 育成施設はどこにあるのか。	5
Q 11. 育成馬の預託料および育成内容について。	5
Q 12. 日高軽種馬育成調教場とはどのような施設か。	5

D. 入厩（調教）

Q 13. 美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすれば良いのか。	6
Q 14. 競走馬登録の仕組みはどのようにになっているのか。	6
Q 15. 服色登録の仕組みはどのようにになっているのか。	6
Q 16. 所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。 また、それらを調教師等に委任できるのか。	7
Q 17. 競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。	7
Q 18. 1頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすれば良いのか。	7
Q 19. 競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。	8
Q 20. いわゆる「名義貸し」とは。	8
Q 21. 競走馬を借り受けて出走することは可能か。	9
Q 22. 地方競馬で出走している馬が中央競馬に転入できる条件は。	9
Q 23. 入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。	9
Q 24. 調教師が預託できる頭数には限度があるのか。	10
Q 25. 調教審査とは。	10

E. 競走（出走）

Q 2 6. 中央競馬の開催日割と開催概況は。	11
Q 2 7. 競馬番組はいつ発表されるのか。	11
Q 2 8. 競走の種類と競走条件は。	11
Q 2 9. 収得賞金とは。	11
Q 3 0. 一般競走、特別競走、重賞競走とは。	12
Q 3 1. 重賞競走のグレード制とは。	12
Q 3 2. いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。	13
Q 3 3. 馬の成績によって出走できない競走があるのか。	13
Q 3 4. 出走馬の馬番（枠順）はどのようにして決められるのか。	13
Q 3 5. 出馬投票はどのようにするのか。	13
Q 3 6. 特別登録料とは。	14
Q 3 7. 競馬の一般事項とは。	14
Q 3 8. 開催執務委員の指示事項とは。	14
Q 3 9. レースで失格となるのはどのような場合か。	15
Q 4 0. レースで降着となるのはどのような場合か。	15
Q 4 1. 禁止乗物とは。	15
Q 4 2. 失格又は降着の裁決の申立てとは。	16
Q 4 3. 着順確定後の失格（事後失格）とは。	16
Q 4 4. 不服申立て（アピール）制度とは。	17
Q 4 5. タイムオーバーとは。	18
Q 4 6. 痛疾馬の出走制限とは。	18
Q 4 7. 中央競馬に登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。	19
Q 4 8. 地方競馬指定交流競走に出走する場合の方法は。	19
Q 4 9. 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうなるのか。	19
Q 5 0. 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。	19
Q 5 1. 本賞とは。	19
Q 5 2. 距離別出走奨励賞とは。	20
Q 5 3. 内国産馬所有奨励賞とは。	20
Q 5 4. 出走奨励金とは。	21
Q 5 5. 特別出走手当とは。	22
Q 5 6. 繁殖牝馬所有者賞とは。	23
Q 5 7. 進上金とは。	23
Q 5 8. 競馬賞金等はどのような方法で支払われるのか。	23
Q 5 9. 賞金等に関して税制度はどのようにになっているのか。	24
Q 6 0. 馬主賞品とは。	24
Q 6 1. 賞品に対しても課税されるのか。	24

F. 競馬観戦

Q 6 2. 競馬場の馬主席は一馬主に何席用意されているのか。	25
Q 6 3. パドックの立ち入りについて。	25
Q 6 4. 優勝馬との記念撮影について。	25
Q 6 5. 特別競走の表彰について。	25
Q 6 6. 美浦・栗東両トレーニング・センターに見学に行くのはどうすれば良いのか。	26
Q 6 7. 美浦・栗東両トレーニング・センターに馬主が宿泊する施設はあるのか。	26
Q 6 8. 競馬についての資料は、どこに行けば入手できるのか。	27
Q 6 9. 中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。	28

G. 競走馬登録の抹消

Q 7 0. 競走馬登録抹消後の馬の行き先は。	29
Q 7 1. 中央競馬から地方競馬へ転出する時の条件は。	29

H. 繁殖

Q 7 2. 現役競走馬が繁殖馬となる時の手続きとは。	30
Q 7 3. 牧場との契約にはどのような方法があるのか。	30
Q 7 4. 種付けと種付料について。	30

I. 競馬関係者

Q 7 5. 競馬に携わる人々には、どのような人がどんな役割を担っているのか。	31
Q 7 6. 中央競馬には何名の馬主がいるのか。	31
Q 7 7. 馬主の団体はあるのか。	31
Q 7 8. 馬主協会とは。	31
【参考】馬主関係団体住所	32
Q 7 9. 調教師会とは。	33
Q 8 0. 騎手クラブとは。	33
Q 8 1. 厥務員クラブとは。	33

J. 競走馬の事故

Q 8 2. 競馬や調教の時に馬が怪我をした時、馬はどうなるのか。	34
Q 8 3. 競走馬診療所とは。	34
Q 8 4. 競走馬事故見舞金とは。	35
【参考】日本中央競馬会場苑校所関係住所	36

A. 生産

Q 1. 競馬における競走馬のサイクルとはどのようにになっているのか。

A. 每年冬から春に誕生するサラブレッドは、馬主に購買された後、牧場での育成調教を経て、預託先の調教師が所属する美浦・栗東いずれかのトレーニング・センターに入厩します。競走は、2歳の6月から新馬競走が編成されており、競走に出走し、やがて中央競馬から引退します。その後は、競走成績や血統等により繁殖、地方競馬、乗馬等に供用されるのが一般的です。

Q 2. 競走馬の生産頭数は。

A. 日本中央競馬会設立当初の昭和29年には約3,000頭でしたが、その後増加を続け、昭和49年には10,000頭の大台を超える、平成5年には12,591頭となりました。しかし、アラブ競馬の衰退や地方競馬の規模縮小等により、その後は漸減傾向にあり、平成25年度における生産頭数は、サラブレッド系6,797頭、アラブ系7頭の合計6,804頭となっています。

Q 3. 競走馬の生産地は。

A. 北海道から九州まで広く分布していますが、伝統ある生産地としては、北海道の十勝・日高・胆振地区、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、宮崎県、鹿児島県等です。中でも最大の生産地は北海道日高地区で、全国の生産頭数の80%を占めています。

Q 4. 軽種馬協会、軽種馬農協とは。

A. 公益社団法人日本軽種馬協会は生産者の全国組織であり、種牡馬事業や優良繁殖牝馬の導入による軽種馬改良の促進、軽種馬改良のための情報整備、セリ市場の開催など軽種馬の市場流通の改善、軽種馬経営改善の促進等を目的とした事業を実施しており、平成25年12月末現在、1,124名の会員がいます。

また、軽種馬農業協同組合は、一般の農協とは異なる軽種馬専門の農協であり、最大の日高軽種馬農協をはじめ、全国に6組合あります。

B. 競走馬の購買

Q 5. 競走馬の購買について、どのような方法があるのか。

A. いろいろな方法がありますが、主なものとしては、公設のセリ市場で売買される市場取引と、売主である生産者と買主である馬主との交渉で値段を決めて売買される庭先取引とがあります。

セリ市場については、例年5月上旬から10月頃にかけて、北海道・青森・千葉・九州で開催されています（Q 6 参照）。詳しい日程等については下記にお問合せください。

(公社)日本軽種馬協会 〒105-0004 東京都港区新橋4-5-4
日本中央競馬会新橋分館3階
TEL:03-5473-7091
(一社)日本競走馬協会 〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-1
麻布台ビル
TEL:03-3505-3445

Q 6 セリ市場とは。

A. 家畜取引法に基づき開催される軽種馬の家畜市場のこととで、当歳馬、1歳馬、2歳馬のセリなどがあります。このうち2歳馬については、セリの前に調教供覧を実施するトレーニングセールが主流となっています。平成26年度に実施予定のセリは下表のとおりです。

平成26年に実施予定の主なセリ市場一覧(開催日順)

セリ市場名	開催月日	対象	主催者	開催場所
ジェイエス繁殖馬セール・冬	1.22	繁殖	株式会社ジェイエス	北海道市場（静内）
九州トレーニングセール	4.15	2歳	九州軽種馬協会	佐賀競馬場
千葉サラブレッドセール	未定	1・2歳	千葉県両総馬匹農協	船橋競馬場
北海道トレーニングセール	5.13	2歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	JRA函館競馬場
八戸市場	未定	1歳	青森県軽種馬生産農協	八戸家畜市場
セレクトセール	7.14	1歳	日本競走馬協会	ノーザンホースパーク (苫小牧)
	7.15	当歳		
北海道セレクションセール	7.22	1歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場（静内）
九州1歳市場	7.29	1歳	九州軽種馬協会	JBBA九州種馬場
北海道サマーセール	8.25～28	1歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場（静内）
北海道オータムセール	10.6～8	当歳 1歳	日高・胆振・十勝軽種馬農協	北海道市場（静内）
ジェイエス繁殖馬セール・秋	未定	繁殖	株式会社ジェイエス	北海道市場（静内）

【参考】JRA ブリーズアップセールの開催日程

セリ市場名	開催月日	対象	主催者	開催場所
JRA ブリーズアップセール	4.29	2歳	JRA 日本中央競馬会	JRA中山競馬場

Q 7. J R A 育成馬とは。

A. J R A が各地で開催されるサラブレッド市場で購買した 1 歳馬を、J R A の育成牧場で育成・調教したのち、2 歳の春に J R A ブリーズアップセールや民間の 2 歳市場において売却するものです。平成 21 年に J R A 日高育成牧場で生産した馬からは、購買した 1 歳馬と同じく J R A 育成馬に加えられ育成・調教されております。J R A では、「強い馬づくり」のために、これらの馬を用いて生産育成研究や生産育成技術の向上に努め、それらの成果を普及することとしています。

Q 8. 仔分け馬とは。

A. 「仔分け」の歴史は古く、江戸時代から馬小作の制度として存在し、多少の変化はあるものの現在に引継がれています。仔分けの形態は様々ですが、馬主（繁殖牝馬の所有者）と生産者の話し合いによるものが多く、一般的には母馬の導入および種付け料は馬主が負担し、母馬と産駒の飼養は生産者の負担となっており、生産馬を当歳または 1 歳時に評価し、評価額の半額を目安に馬主の引取り価格を決めています。

Q 9. 馬名の登録はどのようにすればよいのか。

A. 馬名の登録は競走馬を購入した後にできます。馬名の審査および登録はジャパン・スタッドブック・インターナショナルで行っており、登録の申込は血統登録証明書が発行された後に可能となります。その際には血統登録証明書の写し・馬名登録申込書が必要となります。馬名登録は馬が美浦もしくは栗東トレーニング・センターに初めて入厩する前までに完了しなければなりません。

馬名登録が完了すると、「馬名登録通知書」が申込者に送付されます。この通知書は競走馬登録（Q14 参照）の際に必要となりますので大切に保管してください。なお、馬名登録に関する詳細はジャパン・スタッドブック・インターナショナル発行の「馬名登録手続きの手引き」をご参照ください。

(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4

日本中央競馬会新橋分館内

Tel: 03-3434-5315

C. 育成

Q10. 育成施設はどこにあるのか。

A. 十勝・日高・胆振・東北・栃木・千葉および南九州等の馬産地、また美浦・栗東両トレーニング・センター周辺などにあり、1歳秋を過ぎた若駒が競走馬となるための馴致や訓練に必要な厩舎・放牧地・調教馬場等を備えています。これらの育成施設には、専業のものほかに生産者や地方自治体が経営しているものもあります。また、日本中央競馬会でも平成5年10月に日高軽種馬育成調教場（Q12参照）を開場させています。

Q11. 育成馬の預託料および育成内容について。

A. 預託料は、育成の内容および預託する育成場の施設の充実度、また育成技術者の熟練度等によって異なります。

また育成の内容としては、放牧・飼養管理・馬銜（ハミ）付けや鞍付け等の初期馴致および騎乗運動等があります。

Q12. 日高軽種馬育成調教場とはどのような施設か。

A. 日高軽種馬育成調教場は、「世界に通用する強い馬づくり」を目指して、平成5年10月にオーブンしました。ここには冬季でも本格的な調教が可能な世界最大規模の屋内直線馬場、屋内坂路馬場をはじめ、広大な面積のグラス馬場、グラス坂路馬場等の各種調教設備が整い、育成段階での若駒の調教を多種多様な形で行うことができます。

なお、当施設の利用については、施設利用料〔馬場1,000円／日（グラス馬場A直線走路使用の場合は1,200円／日）、馬房1,500円／日、宿舎1,300円／泊（平成26年1月1日現在）〕が必要となっています。詳しくは下記にお問合せください。

(公財)軽種馬育成調教センター（B T C）日高事業所

〒057-0171 北海道浦河郡浦河町字西舎 528

Tel : 01462-8-1001

D. 入厩（調教）

Q13. 美浦・栗東両トレーニング・センターへの入厩方法と手続きはどのようにすれば良いのか。

A. 馬主は、調教師と預託契約を結ぶことにより、所有する競走馬を調教師が管理する厩舎に入厩させることができます。入厩の時期については、各馬の調教の進捗状況等によって異なります。また、出走までの在厩期間を定めた規定（Q23 参照）がありますので、それぞれ調教師とよくご相談ください。

Q14. 競走馬登録の仕組みはどのようにになっているのか。

A. レースに出走するためには、競走馬として登録を受ける必要があります。競走馬登録は、預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 5,000 円を添えて申請書を提出して行います。また、申請の際には、ジャパン・スタッズブック・インターナショナル発行の馬名登録通知書（Q 9 参照）のほか、所有権を確認するために、馬所有念書・印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し・血統登録証明書等を添付することになっています。

なお、一度競走馬登録された馬名を変更したい場合は、中央・地方・外国のいずれの競走にも未出走である場合に、1回に限り変更が認められます。

〔競馬施行規程第 3 章参照〕

Q15. 服色登録の仕組みはどのようにになっているのか。

A. 中央競馬では、馬主は自分の服色を使用して競走に馬を出走させることができます。そのためには服色登録をする必要があります。これも預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 3,000 円を添えて申請書を提出して行います。

服色に使用できる色や模様には制限があり、馬主一人につき一種類の服色を登録できます。しかし、競走においてやむを得ない事由により登録を受けている服色を使用することができない場合は、日本中央競馬会が定めた服色を使用することができ、逆に服色の登録を受けていない馬主は、日本中央競馬会が定めた服色を使用しなくてはなりません。

〔競馬施行規程第 4 章参照〕

Q16. 所有馬に関して馬主がしなければいけないことはどのようなことがあるのか。また、それらを調教師等に委任できるのか。

A. 所有馬を競走に出走させるためには、調教師と預託契約を結び、競走馬登録を行い、出走予定競走への出馬投票を行わなくてはなりません。これらの登録については、全て調教師を自らの代理人として委任することができます。

〔競馬施行規程第13条参照〕

Q17. 競走馬が入厩してからかかる経費にはどのようなものがあるのか。

A. 調教師に支払う預託料には、主なものとして厩舎関係者の人件費、馬糧費、特別登録料等があり、その他競走馬にかかる治療費、放牧に出た場合の輸送費等が別途かかります。

ただし、治療費の一部は「中央競馬馬主相互会」から補助されることとなっています（Q84 参照）。また、競走に出走するための美浦・栗東両トレーニング・センター～競馬場間の輸送費は馬主の負担とはなりません。

Q18. 1頭の競走馬を共同で所有する場合の手続きはどのようにすれば良いのか。

A. 中央競馬に登録された馬主同士の場合に限り、競走馬を共同で所有することができます。現在、共有は1頭につき10人まで認められており、共有馬主全てについて所有を確認するため、馬所有念書・印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し等を添付した上で、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに提出することとなっています。

なお、共有に際しては代表者を1名決めることとなっており、出走時に出馬表に記載される馬主名や服色は代表者のものが使用されます。また、賞金の振込についても全て代表者に振込まれます。

Q19. 競走馬を他の馬主に売却（譲渡）したい場合はどのような手続きが必要か。

- A. 入厩した馬を他の馬主に所有権移転する場合、売却の場合は馬匹売買契約書の写し、譲渡の場合は譲渡証明書を、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに届け出こととなっています。その際、新たな所有者の馬所有念書・印鑑登録証明書も同時に提出していただきます。なお、馬の所有権の一部を移転する場合にも同様の手続きが必要となります。また、中央競馬の馬主以外の者に売却（譲渡）した場合、当該馬は出走できなくなり、そのままの状態で 60 日を経過すると競走馬登録を抹消されます。

Q20. いわゆる「名義貸し」とは。

- A. 競馬法では、中央競馬の馬主登録を受けた者でなければ中央競馬の競走に馬を出走させることができないことになっています。

従って、登録馬主が自分の馬主の名義を登録のない第3者に貸し、その者の所有馬を自己の馬のごとくに偽って競走馬登録し出走させることは「名義貸し」に該当します。

こうした行為は厳に禁止されていると同時に、関与した馬主・調教師には、馬主登録や調教師免許の取消といった厳しい処分が科せられます。

また、1頭の馬を複数の者で所有する場合でも、登録馬主同士の共有でなければ認められません。馬主登録のない者と共同で馬を所有することも「名義貸し」に該当します。

この他、個人登録馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として競走馬登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合、また、逆に法人登録馬主が、経営者個人や他の関連法人で所有している競走馬を法人馬主の所有馬として競走馬登録し出走させた場合も「名義貸し」に該当します。

〔競馬施行規程第 11 条の 4 参照〕

Q21. 競走馬を借り受けて出走させることは可能か。

- A. 競走馬登録を行うことのできる馬は、馬主が所有権を取得したもの（売買、譲渡、自家生産、仔分け等による）に限られており、賃貸借契約に基づいて一時的に借り受けた馬を登録し、競走に出走させることは所有者への「名義貸し」に該当することとなります。
- なお、売買契約に際し、競走馬登録抹消後に当該馬を買い戻す特約を付すことについては問題ありません。

Q22. 地方競馬で出走している馬が中央競馬に転入できる条件は。

- A. 地方競馬に出走したことのある馬は、定められた賞金額を取得していなければ中央競馬に転入することはできません。その金額は年齢により定められており、この場合、獲得賞金を全て算入するのではなく、競馬番組一般事項（Q37 参照）で定められた基準に従って算入される賞金が決まっています。また、競走馬登録を申請した日以前の 6 カ月間出走していない馬は転入することができません。

なお、地方競馬で未出走だった馬は、3歳の 6 月までであれば中央競馬に競走馬登録をすることができます。

また、中央競馬の登録を抹消し地方競馬に転出した馬についても、再び中央競馬の競走馬登録が可能となっていますが、中央競馬の登録を抹消した日によって条件が異なります。その条件とは、中央競馬を抹消した日が平成 24 年 12 月 31 日以前の馬は地方競馬所属時に 2 勝以上、平成 25 年 1 月 1 日以降の馬は中央競馬に再び登録する時点での馬齢が 2・3 歳であれば、地方競馬所属時に 2 勝以上、4 歳以上であれば、3 勝以上となっております。

Q23. 入厩検疫と出走までの入厩義務期間は。

- A. 日本中央競馬会の施設外から日本中央競馬会の管理する施設に入厩する場合は、必ず入厩検疫を受けなければなりません。また、出走するためには、中央競馬の競走に出走したことのない馬は 15 日間、出走したことのある馬については 10 日間、それぞれ引き続いて日本中央競馬会の管理する厩舎に入厩していかなければなりません。

[競馬施行規程第 91 条参照]

Q24. 調教師が預託できる頭数には限度があるのか。

- A. 現在、日本中央競馬会が調教師に貸付けている厩舎（馬房）は美浦・栗東両トレーニング・センター合わせて約4,200馬房あり、日本中央競馬会の「厩舎貸付審査委員会」で、年毎に各調教師への貸付馬房数が決められています。
また、これらの馬房数をもとに調教師毎に預託を受けられる頭数が決まっていて、各調教師はその数を超えて競走馬の預託を受けることができないこととなっています。

Q25. 調教審査とは。

- A. 倉舎に入厩した馬は、調教師の管理のもとで調教されます。
なお、はじめて中央競馬に出走する馬は、15日以上本会施設内で調教され、かつ調教状況の審査に合格しなくてはなりません。審査は調教全般について行われますが、特に発走審査が重要です。また、はじめて障害競走に出走する馬については、障害試験と呼ばれる障害調教審査が行われます。このほか、実際の競走内容により、裁決委員から調教について再審査を命じられた馬は、再審査に合格するまで再び競走に出走することができません。

[競馬施行規程第80条、第90条、第91条等参照]

E. 競走（出走）

Q26. 中央競馬の開催日割と開催概況は。

- A. 農林水産省令で、年間 36 開催、1 開催につき 12 日以内（1 日 12 競走以内）、年間 288 日が開催の最高限度数と定められており、原則として土曜日、日曜日または祝日を開催日としています。
平成 25 年度の競走実績は、36 開催・288 日・3,454 競走となっています。

Q27. 競馬番組はいつ発表されるのか。

- A. 競馬施行規程により開催する競馬場、開催日、各競走の種類・条件等は競馬番組で定められることとなっており、日本中央競馬会の発行する会報で公示します。その時期については、概ね重賞競走は前年の 10 月下旬、春季競馬番組（1～5 月の 15 開催分）は前年の 11 月下旬、夏季競馬番組（6～9 月の 10 開催分）は 4 月中旬、秋季競馬番組（9～12 月の 11 開催分）は 8 月上旬頃に発表します。

Q28. 競走の種類と競走条件は。

- A. 現在、日本中央競馬会で施行している競走には、サラブレッド系平地競走およびサラブレッド系障害競走の 2 種類があります。さらに、同じような能力の馬を集めて伯仲した競走をさせるために、馬の能力を図るものさしとして、取得賞金（Q29 参照）によるクラス分けを行っています。サラブレッド系平地競走を例にとると、春は 3 歳馬と 4 歳以上馬、夏以降は 2 歳馬と 3 歳以上馬に分類して、新馬・未勝利→500 万円以下→1,000 万円以下→1,600 万円以下→オープンと取得賞金が増えるにつれてクラスが上がっていく仕組みになっています。

Q29. 取得賞金とは。

- A. 第 1 着（重賞競走においては第 2 着を含む）を得た競走について競走条件（クラス）毎に定められた額を算定した額が取得賞金で、各馬の競走条件（クラス）は取得賞金を基に決定されます。

Q30. 一般競走、特別競走、重賞競走とは。

- A. 一般競走とは特別競走以外の競走をいいます。
特別競走とは特別登録を必要とする競走で、登録の際に競馬番組で定められた特別登録料（Q36 参照）を納めなくてはなりません。
重賞競走とは特別競走の中でも賞金額および出走馬の格が高く、重賞競走一覧表に記載されたものをいい、競走の重要度に応じてサラブレッド系平地競走では G I、G II、G III、サラブレッド系障害競走では J・G I、J・G II、J・G III にそれぞれ分類しています（Q31 参照）。

Q31. 重賞競走のグレード制とは。

- A. 競走による重要性の違いをより明確にするために、平地競走、障害競走別に賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等によりそれぞれ格付けしています。なお、平地競走については日本グレード格付け管理委員会により G I、G II または G III に格付けされ、格付けを得られない場合は新設重賞または重賞と表記されます。また、障害競走については J・G I、J・G II、J・G III 競走に格付けします。
G I 競走（J・G I 競走を含む）は、原則として各距離体系における最優秀馬を選択するための最高峰の競走であり、かつ生産の指標として最も重要な意義を持つ競走です。G II 競走（J・G II 競走を含む）は、G I 競走に次いで重要な競走であり、G I 競走の優勝馬が比較的容易に出走できる競走です。G III 競走（J・G III 競走を含む）は、原則として G I、G II 競走へのステップとなる競走であり、3(4)歳以上の競走については、出走資格・負担重量・距離等に多様性を備えた競走です。

Q32. いわゆる別定戦、ハンデ戦とは。

A. 競走で負担する重量の種別には、馬齢重量、別定重量およびハンデキャップの3種類があります。馬齢重量とはその名のとおり馬の年齢によって負担重量が定められているものです。別定重量とは馬齢のほか、性別・収得賞金・勝利度数等によって競馬番組で負担重量を定められたもので、この重量で争われる競走がいわゆる「別定戦」と呼ばれます。ハンデキャップとは馬の能力に応じて各馬の負担重量を人為的に加減し、優勝の機会均等を図った競走で、この重量で争われる競走がいわゆる「ハンデ戦」です。

[競馬施行規程第71条参照]

Q33. 馬の成績によって出走できない競走があるのか。

A. サラブレッド系3歳の未出走馬および未勝利馬は、平成26年については第5回東京競馬、第4回中山競馬、第5回京都競馬および第5回阪神競馬の平地競走には出走できません。また、サラブレッド系4歳以上の未出走馬および未勝利馬ならびに6歳以上の取得賞金200万円以下の馬は、東京競馬、中山競馬、京都競馬、阪神競馬および第3回新潟競馬の平地競走には出走できません。

Q34. 出走馬の馬番（枠順）はどのようにして決められるのか。

A. 各競走における馬番（枠順）は、公開抽選で行われる一部GⅠ競走をのぞき、全てコンピュータにより自動的に決定されます。また、出馬投票馬が出走可能頭数を超過した時に出走できる馬を抽選する際にも、全てコンピュータにより自動的に決定されます。

Q35. 出馬投票はどのようにするのか。

A. 馬の適性、調教状況等を判断し、出走すべき競走と騎乗する騎手を選定した上で、馬主から競走馬を預託されている調教師が、馬主の代理人として出馬投票を行います。従って、馬主が直接出馬投票を行うことはありません。出馬投票は通常、競走当該週木曜日の正午～15時の間、美浦・栗東両トレーニング・センターおよび夏季の札幌・函館競馬場（北海道開催期間中に限る）で行われます。

また、特別競走に出走しようとする馬については、これとは別に、通常1週前（GⅠ競走は2週前）の日曜日に特別登録をしなくてはなりません。

Q36 特別登録料とは。

A. ステークスマネーに由来するもので、馬主は特別競走に出走しようとする馬について、特別登録の申込み時に番組で定めた特別登録料を納付しなくてはなりません。特別登録料は、競走の格に相応しい馬の出走による競走を行うために、サラブレッド系3歳馬5大特別競走をはじめ、重賞競走および特別競走について、それぞれ競走の格に応じた額となっています。特別登録により徴収した登録料は、競走ごとに1着から3着までの馬主に7：2：1の割合で付加賞として交付されます。

Q37 競馬の一般事項とは。

A. 競馬の開催に関する事柄は、競馬法・競馬法施行令・競馬法施行規則・競馬施行規程等により定められていますが、さらに競走の施行に必要な事項を細かく定めたものが、日本中央競馬会会報別冊「競馬番組」の中で一般事項として記載されています。この一般事項によって、出走資格に関わる事項、出走可能頭数、各種賞金等が定められています。

Q38 開催執務委員の指示事項とは。

A. 競馬を開催するために、日本中央競馬会の役職員は以下の開催執務委員となり、それぞれの業務に従事しています。競馬を公正かつ円滑に施行するために、開催執務委員が馬主、調教師をはじめとする関係者に対して与える種々の指示を開催執務委員の指示事項といい、この指示事項に従わなかった場合には、規定により罰せられることがあります。

[参考] 開催執務委員：委員長、副委員長、裁決委員、走路監視委員
決勝審判委員、ハンデキャップ作成委員、検量委員、発走委員
馬場取締委員、獣医委員、来場促進委員、整理委員、勝馬投票委員
施設委員、総務委員、情報管理委員、広報委員

Q39. レースで失格となるのはどのような場合か。

A. 極めて悪質で他の騎手や馬に対する危険な行為によって競走に重大な支障を生じさせたと裁決委員が判断した場合や、馬の競走能力を一時的に高め、または減ずる薬物などを使用した場合、正当の理由がないのに馬の全能力を発揮させなかつた場合や後検量で計量した重量が前検量で計量した重量よりも1kgを超えて減っていた場合等、裁決委員が施行規程に従つて決定します。失格になった場合は、賞金等を受け取ることはできません。

[競馬施行規程第123条参照]

Q40. レースで降着となるのはどのような場合か。

A. 入線した馬について、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と裁決委員が判断した場合、加害馬は被害馬の後に降着とします。降着制度は諸外国にならつて平成3年1月1日より導入され、平成25年1月1日から降着の判断基準を上記のとおり変更しております。これにより、競走馬がレースで示したパフォーマンスや到達順位をより尊重するルールとなりました。

[競馬施行規程第124条参照]

Q41. 禁止薬物とは。

A. 競馬はスポーツと賭事というふたつの側面を持ち合わせており、公正確保が大前提です。各出走馬がそれぞれ本来持つている全能力を発揮して競走することが必須条件となります。そのために様々な規定を設けていますが、競馬では薬物の力を借りて馬の競走能力を一時的に高めたり、または減じたりすることは許されません。馬の生理機能に影響するこのような薬物を競馬施行規程において禁止薬物と定めており、競走後の検査で禁止薬物が検出された場合、馬は失格となり、競馬法によって処罰されます。競馬への関与禁止または停止等の処分がなされ、賞金等も受け取ることができません。

なお、薬物混入による事故を未然に防ぐため、本会施設内で競走馬が口にする配合飼料やサプリメントのような添加物は、競走馬理化学研究所の検査において禁止薬物を含まないことが証明されたものに限つて使用を認めております。

[競馬施行規程第132条参照]

Q42. 失格又は降着の裁決の申立てとは。

A. 当該馬の馬主・調教師・騎手が、競走において走行妨害を受け、「その走行妨害がなければ被害馬は加害馬に先着していた」と判断した時、着順の確定前に限り裁決委員に対して失格又は降着の裁決の申立てを行うことができます。申立ては保証金3万円を添えて書面で行うこととなっており、これを受けた裁決委員はあらためて裁決を行い、結果を申立て人に通知することとなっております。なお、失格又は降着の裁決の申立ての棄却の裁決に対しては、裁決があつた日の翌日から2日以内にアピール（Q44 参照）を行うことができます。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。

[競馬施行規程第127条参照]

Q43. 着順確定後の失格（事後失格）とは。

A. 競走が行われた日の翌日から5年以内に①禁止薬物等の使用、②馬の全能力不発揮、③不正協定が判明した場合に当該馬を失格とする制度で、平成6年1月1日から制度化されました。

事後失格の裁定は裁判委員会が行い、事後失格があった場合には事後失格とされた馬より後の馬の着順が順次繰り上がります。また、賞金等についても精算・再交付が行われ、場合によっては取得賞金の変更も行われます。ただし、この場合において事後失格となった馬主が指定された期間内に賞金等を返還しない場合には、その全ての所有馬が競走に出走できることとなります。なお、事後失格の裁定については、裁定があつた日の翌日から30日以内に理事長に対してアピール（Q44 参照）を行うことができます。なお、これにより的中勝馬投票券が変更されることはありません。

[競馬施行規程第128条参照]

Q44. 不服申立て（アピール）制度とは。

A. 不服申立て（アピール）制度とは、着順が確定した後に、①失格・降着の裁決およびこれに伴う制裁、②失格又は降着の裁決の申立て（Q42 参照）の棄却の裁決、③事後失格（Q43 参照）の裁定についてアピールができるというもので、平成 6 年 1 月 1 日から制度化されました。

アピールできるのは、①および③については当該馬の馬主・調教師・騎手となっており、②については、失格又は降着の裁決の申立て（Q42 参照）をした馬主・調教師・騎手となっています。

申し立て期間は、①および②についてはそれらの裁決が行われた日の翌日から 2 日以内、③についてはその裁定があった日の翌日から 30 日以内となっています。保証金 10 万円（②の場合は保証金 7 万円）を添えて裁定委員会宛てに書面で行うことが必要となります。ただし、申立てが棄却された場合には保証金は没収となります。

この申立てが認められた場合には、失格・降着の取消または新たな失格・降着馬の認定が行われますので、着順は変更されることとなり、賞金等については精算・再交付が行われ、1 着馬（重賞競走においては 2 着馬も該当）の着順が変更された時には、取得賞金（Q29 参照）の変更も行われます。しかし、これにより的中勝馬投票券が変更されることはありません。

[競馬施行規程第 10 章参照]

Q45. タイムオーバーとは。

A. 1着馬の走破タイムから一定の時間を超えて馬が入線することをいいます。重賞競走、国際騎手招待（ワールドスーパージョッキーズシリーズ）、その他競馬番組で定められた競走以外の平地競走に出走した馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、表1に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の施行日の翌日から起算して表2に定める期間平地競走に出走できません。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときにはこの限りではありません。

表1

距 離	右2欄に掲げる競走以外の平地競走		新 馬 競 走		第3回新潟競馬・第4回阪神競馬の3歳未勝利競走	
	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
1,400m未満	3秒	4秒	4秒	5秒		
1,400m以上 2,000m未満	4秒	5秒	5秒	6秒	3秒	4秒
2,000m以上	5秒	6秒	6秒	7秒	4秒	5秒

表2

未 勝 利 馬	タイムオーバー1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、3回目以上は3ヵ月間
そ の 他 の 馬	1ヵ月間

Q46. 瘡疾馬の出走制限とは。

A. 1眼または両眼の失明馬は出走できません。ただし、日本中央競馬会の競走馬登録を受けた後に1眼を失明した馬は、平地競走に限って出走することができます。

また、本会の競走馬登録を受けている期間に出走した競走中において、鼻出血（外傷性のものを除く）を発症した馬は、競走の日の翌日から発症1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、3回目以上は3ヵ月間それぞれ出走できません。

Q47. 中央競馬に登録のある馬は、地方競馬にも出走できるのか。

A. 地方競馬との交流競走に出走することができます。平成6年以前は中央競馬に登録のあるまま地方競馬に出走できたのは、帝王賞（大井競馬場）等ごく一部の競走に限られていましたが、平成7年以降は地方競馬との交流競走が条件競走も含めて徐々に拡大され、平成25年は13主催者で合計208競走が行われました。内訳はダート交流重賞競走が40競走、条件交流競走が168競走となっています。

Q48. 地方競馬指定交流競走に出走する場合の方法は。

A. 通常、地方競馬指定交流競走への申込は、出走しようとする競走が施行される前週の日曜日（重賞は前々週の日曜日）の9時～15時の間、美浦・栗東両トレーニング・センターおよび各開催競馬場で受け付けています。申込については出馬投票（Q35参照）と同様、預託先の調教師が行います。
申込の結果、出走希望頭数が当該競走の出走可能頭数を超えた場合は、収得賞金等、あらかじめ定められた条件により、出走できる馬を決定します。
また、枠順については概ね3日前から前日までの間に、地方競馬主催者によって行われる出走投票で決定されます。

Q49. 地方競馬に出走した場合の賞金等はどうなるのか。

A. 地方競馬指定交流競走に出走した際、主催者から交付される賞金が、JRAが定めた基準額よりも少ない場合は、JRAから差額相当分が交付されます。
ただし、重賞競走については交付対象とはなりません。

Q50. 馬主が受け取ることのできる賞金等にはどのようなものがあるのか。

A. 賞金には、競馬番組に記載された本賞のほかに、距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金および付加賞があります。その他、諸手当として競走に出走した馬の馬主に対し、特別出走手当が交付されます。

Q51. 本賞とは。

A. 出走馬のうち第1着馬から第5着馬の馬主に対して交付される競馬番組本賞金欄に記載された賞金のことをいいます。この場合の着順による配分率は全ての競走において100：40：25：15：10となっています。

Q52. 距離別出走奨励賞とは。

- A. 1600万円以下および1000万円以下の特別競走で距離が2,000メートル以上の芝コースにおいて行う平地競走に出走した馬のうち、第1着馬から第8着馬の馬主に対して、表のとおり交付される賞金のことをいいます。

表 (単位: 万円)

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
100	40	25	15	10	7	6	5

Q53. 内国産馬所有奨励賞とは。

- A. 内国産馬所有奨励賞には、内国産馬奨励賞と内国産牝馬奨励賞があります。内国産馬奨励賞は平地の新馬競走および未勝利競走に出走したサラブレッド系の内国産馬のうち、第1着馬から第5着馬の馬主に対して、出走した競走の区分に応じて表1のとおり交付される賞金のことをいいます。

表1 (単位: 万円)

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
2歳	新馬競走	120	48	30	18	12
	未勝利競走	90	36	23	14	9
3歳	新馬競走	90	36	23	14	9
	春季	70	28	18	11	7
	未勝利競走	40	16	10	6	4
	秋季	20	8	5	3	2

また、内国産牝馬奨励賞は牝馬限定以外の平地の新馬競走および未勝利競走(3歳未勝利競走については春季競馬において行われる競走に限る)で第1着(2歳の競走にあっては第3着まで)となった内国産牝馬の馬主に対して、表2のとおり交付される賞金のことをいいます。

表2 (単位: 万円)

競 走		第1着	第2着	第3着
2歳	新馬競走	120	48	30
	未勝利競走	70	28	18
3歳 (春季競馬に限る)	新馬競走	60	—	—
	未勝利競走	30	—	—

Q54. 出走奨励金とは。

A. 出走馬のうち、第6着馬から第8着馬の馬主に対して、当該競走の第1着本賞金に表1に定めた比率を乗じて算出された金額が交付されるものを行います。ただし、第1着馬の競走に要した時間より、表2に定める時間を超えて決勝線に到達した場合等においては交付されません。

表1

競 走		第6着	第7着	第8着
特別競走		7 %	6 %	5 %
一般競走 1勝以上の競走		7 %	6 %	5 %
新馬・未勝利競走 (第3回新潟競馬・第4回阪神競馬 の3歳未勝利競走を除く)		6 %	5 %	4 %
第3回新潟競馬・第4回阪神競馬の 3歳未勝利競走		5 %	4 %	3 %

表2

距 離	右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬および未勝利競走		
	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	
平地競走 (オープン競走を除く)	1,400m未満	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m以上 2,000m未満	4秒	5秒		
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
障害競走 (特別競走を除く)	8秒	10秒			

Q55. 特別出走手当とは。

- A. 競走に出走した馬の馬主に対して競走の区分および開催に応じて、表1のとおり交付される手当のことをいいます。
但し、表2に該当する馬の馬主に対しては減額された金額が交付され、表3に該当する馬の馬主に対しては交付されません。

表1

競 走		東京競馬・中山競馬 京都競馬・阪神競馬 および第3回 新潟競馬の出走馬	第2回福島競馬 第2回新潟競馬 第3回中京競馬 および第2回 小倉競馬の出走馬	その他の競馬 の出走馬
重賞競走		427,000円	412,000円	405,000円
重賞競走以外の特別競走		418,000円	403,000円	396,000円
一般競走	1勝以上の競走	414,000円	399,000円	392,000円
	新馬・未勝利競走	399,000円	384,000円	377,000円

表2 (減額)

[25,000円減額]

- 平地のオープン競走、障害の特別競走および競馬番組で特に定めた競走以外の競走において第8着より後の着順となった馬

[120,000円減額]

- 競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した6歳以上の取得賞金500万円以下の馬（取得賞金200万円未満の中央馬を除く）

[半額]

- 地
 - 平地競走に出走した4歳および5歳の取得賞金200万円未満の馬（4歳の馬は春季競馬において行う競走を除く）
 - 第3回新潟競馬および第4回阪神競馬の平地の未勝利競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬
 - 第4回東京競馬および第4回京都競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬
 - 競馬番組で特に定めた競走以外の競走において、第8着より後の着順となった馬のうち、第1着馬の競走に要した時間より、表（Q54の表と同じ）に定める時間を超えて決勝線に到達した馬

表3 (不交付)

・外

- 平地競走に出走した4歳以上の未出走馬および未勝利馬
- 平地競走に出走した6歳以上の取得賞金200万円未満の馬（圏を除く）
- 第3回福島競馬、第4回福島競馬および第4回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬

Q56. 繁殖牝馬所有者賞とは。

A. 良質な競走馬資源の確保のため、国内の生産牧場または、現に JRA の登録を受けている馬主に対し、優秀な繁殖牝馬の所有継続や更新を奨励することを目的として交付しています。

サラブレッド系の馬が平地競走または障害重賞競走に出走し、第1着から第5着まで（平地の一般競走は第3着まで）となった場合に、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に当該馬が生まれたときのその母馬の所有者として記載されている者であって、現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに、繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者、または日本中央競馬会の馬主登録を現に受けている者に交付されます。ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付されません。

なお、繁殖牝馬所有者賞については、交付のための調査期間を要しますので、交付までに競走から約1～2カ月程度かかります。

Q57. 進上金とは。

A. 進上金とは、馬主の預託馬が競走に出走して賞金を取得した時に、馬主が管理調教師や騎乗騎手等、厩舎関係者に支払う成功報酬的な金員のことを行います。

進上金の対象となる項目および率は、日本馬主協会連合会と日本調教師会との間で取り決められており、本賞・距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金および付加賞となっており、これらの項目から平地競走においては、調教師10%、騎手5%、厩務員・持乗り調教助手5%、障害競走においては、調教師10%、騎手7%、厩務員・持乗り調教助手5%となっております。なお、付加賞については、騎手のみが対象となります。また、特別出走手当は進上金の対象とはなりません。

Q58. 競馬賞金等はどのような方法で支払われるのか。

A. 競馬賞金等は、すべて馬主指定の銀行口座に振込みます。振込みは通常、競走終了後の月曜日で、併せて振込通知書が送付されます。振込時には、厩舎関係者への進上金（Q57 参照）をあらかじめ差引いた金額を源泉徴収の上、振込みます。

なお、振込先は馬主本人名義のものに限られています。振込先の変更等については本部馬主登録課までお問合せください。

Q59. 賞金等に関して税制度はどのようにになっているのか。

- A. 馬主の競馬賞金等に関する所得については、全て課税対象となります。この件については日本馬主協会連合会・日本地方競馬馬主振興協会発行の「競走馬、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の手引」をご覧ください（日本馬主協会連合会の連絡先はQ78 参照）。
なお、上記所得を馬主本人以外の第3者の所得として経理処理することは「名義貸し」（Q20 参照）にあたりますのでご注意下さい。

Q60. 馬主賞品とは。

- A. 全ての特別競走及び一部の一般競走（平地の新馬・未勝利競走）の第1着馬の馬主に賞品が交付され、また全ての競走の第1着馬の馬主に競走を記録したDVDが交付されます。

Q61. 賞品に対しても課税されるのか。

- A. 10万円を超える賞品（寄贈賞を含む）に対しては原則課税されます。賞品の種類によって、課税される評価額は異なりますが、概ね購入価格の40%～60%の金額が課税評価額となります。なお、本会の競走で交付された賞品については、毎年1月末頃に前年分の一覧を各馬主あてに送付しています。

F. 競馬観戦

Q62. 競馬場の馬主席は一馬主に何席用意されているのか。

A. 馬主席については、日本中央競馬会が競馬場の馬主協会に対して有償で一定の数の席を貸与し、管理は当該協会で行うことになっておりますので、詳細については所属する馬主協会（各馬主協会の連絡先はQ78 参照）にお問合せください。

また、競走当日は馬主記章、馬主登録証の携行が義務付けられておりますので、「馬主記章・馬主登録証の取扱注意事項」をご留意頂いた上、場内整理員の指示に従って下さい。

Q63. パドックの立ち入りについて。

A. 通常、パドック（下見所）には所有馬を当該競走に出走させる馬主が立ち入りを許可されています。なお、立ち入りを希望する馬主の方は来場当日に開催競馬場で場内整理員の指示に従って下さい。

Q64. 優勝馬との記念撮影について。

A. 所有馬が競走で優勝した場合は、記念撮影を行うことができます。通常はウイナーズサークル（一部競走は馬場内）で、馬主とその同伴者が調教師・厩務員等の関係者とともに優勝馬の引き手綱を持ち行います。また、特別競走の場合は記念撮影の後に表彰式が行われます。

Q65. 特別競走の表彰について。

A. 通常は、ウイナーズサークル（雨天の場合はスタンド内で行われることもあります）で行われ、馬主は調教師・騎手・厩務員等とともに表彰を受けることとなります。なお、馬主本人が臨場していない場合は、調教師等を代理人として行います。

また、G I 競走、J・G I 競走および各競馬場を代表する重賞競走では、馬場内で表彰式が行われる場合があります。

Q66. 美浦・栗東両トレーニング・センターに見学に行くのはどうすれば良いのか。

A. 馬主記章および馬主登録証を美浦・栗東両トレーニング・センター警備員に提示すれば入場できますが、朝の調教時間帯と午後運動の時間帯は、車での入場を制限しています。調教時間等については、時期により変わりますので、事前に調教師または美浦・栗東両トレーニング・センター総務課にお問合せください。

Q67. 美浦・栗東両トレーニング・センターに馬主が宿泊する施設はあるのか。

A. 美浦・栗東両トレーニング・センターでは「競馬会館」を利用して宿泊することができます。宿泊の申込みについては、美浦トレーニング・センターは東日本馬主協議会、栗東トレーニング・センターは西日本馬主協議会に、それぞれお問合せください（東日本馬主協議会および西日本馬主協議会の連絡先はQ78 参照）。

Q68. 競馬についての資料は、どこに行けば入手できるのか。

A. 競馬に関する資料・書籍は、東京と大阪にある「Gate J. (ゲートジェイ)」に揃っていますので是非お訪ねください。ここには、前週のレースや過去の重賞競走等がご覧になれるパソコンが設置されています。また、近代競馬発祥の地、横浜の根岸競馬記念公園にある「馬の博物館」では、人間と馬の関わりや競馬についての資料等が展示されています。さらに、最新の映像設備やシミュレーションを交えながら競馬の仕組みや歴史を楽しく学べる「競馬博物館」が東京競馬場内にあります。

なお、それぞれの開館時間に関する詳細については下記に記載の連絡先にお問合せください。

■Gate J. (東京・新橋) 〒105-0004 東京都港区新橋4-5-4
J R A新橋分館1階 Tel:03-6459-0803
※休館日 火曜・祝日 (ただし競馬開催日は開館)・年末年始

■Gate J. (大阪・梅田) 〒530-0012 大阪市北区芝田2-1-16
ワインズ梅田 A館地下フロア・B館1階
Tel:06-6147-2621
※開館日 A館地下フロア: W梅田の発売日及び平日払戻日
B館1階: W梅田の発売日のみ

◎Gate J. ホームページアドレス <http://www.gatej.jp>

■馬の博物館 〒231-0853 横浜市中区根岸台1-3
根岸競馬記念公園内 Tel:045-662-7581
※休館日 月曜

■J R A競馬博物館 〒183-8550 東京都府中市日吉町1-1
東京競馬場内 Tel:042-314-5800
※休館日 月・火曜 (1, 2, 12月は金曜も休館)

Q69. 中央競馬の情報をインターネットで入手できるのか。

A. 日本中央競馬会のホームページでは、出馬表・競走成績・払戻金等の開催日情報をはじめ、中央競馬の施設案内・Q&A・各種データファイル等、中央競馬観戦に役立つ情報が満載されています。ご覧になりたい方は、下記JRAホームページアドレスまでアクセスしてください。
なお、出走馬・オッズ・馬体重等のレースデータの取得については、JRA-VANによる有料の情報提供サービスもございます。

◎ JRAホームページアドレス <http://jra.jp>

◎ JRA-VANホームページアドレス（有料） <http://jra-van.jp>

G. 競走馬登録の抹消

Q70. 競走馬登録抹消後の馬の行き先は。

A. 競走馬登録を抹消した馬は、本会の施設から退厩することになります。抹消後の行き先は、馬主と調教師が話し合ったうえで決められますが、地方競馬へ転出する場合のほか、繁殖馬となる場合や乗馬に転用される場合等があります。

Q71. 中央競馬から地方競馬へ転出する時の条件は。

A. 地方競馬の各主催者によって条件が異なります。主な条件をあげると、

- ・ 収得賞金額が一定額を超えていていること（収得賞金の算入方法は各主催者によって異なります）
- ・ 年齢が基準を超えていないこと
- ・ 発走に関する処分や鼻出血、タイムオーバー等による出走制限を受けた回数が基準を超えていないこと

などがあります。詳しくは転出予定先の主催者にお問合せください。

H. 繁殖

Q72. 現役競走馬が繁殖馬となる時の手続きとは。

- A. 競走馬と繁殖用馬との両方の用途に使用することは認められていないため、繁殖馬となるには、中央競馬の競走馬登録または地方競馬の馬登録を抹消しなくてはなりません。繁殖牝馬となるためには、ジャパン・スタッドブック・インターナショナルにおいて繁殖登録を、また種牡馬となるためには繁殖牝馬と同様の手続きのほか、都道府県のおこなう種畜検査を受けなくてはなりません。なお、詳細は下記にお問合せください。

(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4
日本中央競馬会新橋分館内
TEL: 03-3434-5315

Q73. 牧場との契約にはどのような方法があるのか。

- A. 繁殖牝馬については、預託または仔分け（Q8参照）の契約があります。繁殖牝馬預託の場合、預託料として繁殖牝馬1頭いくら、仔馬に対してはいくらと決めて、馬主は牧場に支払います。なお、種付料は通常、馬主負担となっています。

Q74. 種付けと種付料について。

- A. 種付けを行うためには、まず種牡馬を選定し、その馬の種付け権利を入手しなくてはなりません。種付け権利の入手方法は、その種牡馬の所有形態によって異なります。種牡馬が個人やシンジケート所有の場合は、種付け権利の売買斡旋をしている商社等への依頼、またはシンジケート会員個人との取引によって得ることができます。

種付料は種牡馬の競走成績や血統的な背景によって設定され、その産駒が生まれると、産駒の馬格や競走成績等によって価格は上下します。ただし、団体所有の種牡馬の種付料は、その所有意義から比較的低く設定されています。

I. 競馬関係者

Q75. 競馬に携わる人々には、どのような人がどんな役割を担っているのか。

A. 競馬には、数多くの人々が様々な役割を担っています。競走馬を所有し、出走させる馬主をはじめ、美浦・栗東両トレーニング・センターや競馬場で競走馬の飼養管理・調教・馴致・手入れ等の厩舎業務や競走馬に関わる諸手続きを行う調教師、その指示のもとに働く調教助手や厩務員、競走で騎乗するほか日常の調教もこなす騎手といった厩舎関係者がいます。これら中央競馬に直接携わる人々以外にも、競走馬の生産・育成に従事する者、競馬を統括・主催する団体である日本中央競馬会をはじめ、競馬に関わる仕事に就く人々は多岐にわたっています。

Q76. 中央競馬には何名の馬主がいるのか。

A. 平成 26 年 1 月 1 日現在の馬主登録数は 2,296 名で、そのうち法人で登録されている数は 294 法人、組合で登録されている数は 51 組合となっています。

Q77. 馬主の団体はあるのか。

A. 中央競馬には、全国に 10 の馬主協会があります。その名称と所在地は次ページのとおりです。また、各協会が集合した組織として東日本馬主協議会、西日本馬主協議会、日本馬主協会連合会があります。

Q78. 馬主協会とは。

A. 日本中央競馬会とは別組織となります。10 カ所の競馬場単位でそれぞれ馬主協会があり、現在馬主登録を受けている方のうち、8割以上がいずれかの馬主協会に所属しています。協会の主な活動内容としては、馬主相互間の親睦を図ること、また馬主の立場から競走馬の生産・育成および中央競馬の運営等について関係各所に対し献策折衝を行うこと等があります。また、昭和 36 年には、全国の馬主協会を統括する機関として、各馬主協会の役員が集まり中央競馬馬主協会連合会（現：日本馬主協会連合会）が設立されました。なお、各馬主協会では独自の入会審査を行なっておりますので、詳細については次ページの各馬主協会にお問い合わせ下さい。

【参考】馬主関係団体住所

名 称	住 所	電 話
日本馬主協会連合会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-8 一光赤坂ビル 3F	03-3568-4155
東日本馬主協議会	〒300-0415 茨城県稲敷郡美浦村大字 美駒 2500-23 競馬会館内	029-885-6516
西日本馬主協議会	〒520-3005 滋賀県栗東市御園 840-13 競馬会館内	077-558-3560
札幌馬主協会	〒060-0016 札幌市中央区北 16 条西 16-1-1 札幌競馬場内	011-726-0461
函館馬主協会	〒042-8585 北海道函館市駒場町 12-2 函館競馬場内	0138-55-0107
福島馬主協会	〒960-8114 福島県福島市松浪町 9-23 福島競馬場内	024-534-1233
新潟馬主協会	〒950-3301 新潟市北区笹山 3490 新潟競馬場内	025-259-5857
中山馬主協会	〒273-0037 千葉県船橋市古作 1-1-1 中山競馬場内	047-333-8031
東京馬主協会	〒183-0024 東京都府中市日吉町 1-1 東京競馬場内	042-365-3705
中京馬主協会	〒454-0012 名古屋市中川区尾頭橋 1-1-47 ウインズ名古屋内	052-321-8626
京都馬主協会	〒612-8265 京都市伏見区葭島 渡場島町 32 京都競馬場内	075-631-2448
阪神馬主協会	〒665-0053 兵庫県宝塚市駒の町 1-1 阪神競馬場内	0798-51-2503
九州馬主協会	〒802-0841 北九州市小倉南区北方 4-5-1 小倉競馬場内	093-961-2115

Q79. 調教師会とは。

A. 調教師の技術向上および厩舎業務に関する諸制度の施行・改善を目的として昭和 26 年に設立されたもので、現在、美浦・栗東両トレーニング・センターにそれぞれ本部があり、中央競馬の調教師は全て所属しています。おもな事業内容としては、①調教師等の研修に関すること、②競走馬の飼養管理の合理化に関すること、③厩舎制度の施行および改善に関すること、④競走馬預託制度の改善に関することがあります。

Q80. 騎手クラブとは。

A. 騎手相互間の意見交換と親睦を図り、また必要事項に関して関係各所との窓口となるべく昭和 35 年に設立されたもので、美浦所属騎手は関東支部に、栗東所属騎手は関西支部にそれぞれ所属しています。

Q81. 厥務員クラブとは。

A. 厥務員の社会的地位と文化の向上および精神の高揚を目的として昭和 47 年に設立されたもので、主として厩舎研修や福利厚生事業の実施を活動内容としています。美浦・栗東両トレーニング・センターのほとんどの厩務員が所属しているこのクラブは、いわゆる労働組合としての組織とは異なります。

J. 競走馬の事故

Q82. 競馬や調教の時に馬が怪我をした時、馬はどうなるのか。

A. その疾病の軽重によりますが、美浦・栗東両トレーニング・センターまたは競馬場内の競走馬診療所で適切な手当がなされます。

また、日本中央競馬会の施設内における競走馬の不慮の事故に対して、競走馬事故見舞金が規定により支給されます（Q84 参照）。

Q83. 競走馬診療所とは。

A. 美浦・栗東両トレーニング・センターをはじめ、各競馬場には競走馬診療所があります。中央競馬所属馬は、本会施設内に在厩していれば、病気・怪我や蹄鉄改装の際に診療または装蹄を受けることができます。その費用については、全国統一の徴収基準に基づき調教師を経由して徴収します。

また、競走馬診療所は競馬の根幹である公正競馬に関し、獣医療の面から出走馬に対する治療制限や禁止薬物の管理および馬体検査等の業務を行っています。

さらに、競走馬の集団管理という状況のなかで、伝染病の蔓延を予防するために消毒や予防接種等の防疫業務も行っていますが、中でも病原体の侵入を防ぐうえでは入厩検疫が最も重要な業務であり、日本中央競馬会の施設に入るためには、新入厩・再入厩に関わらず、この検査を受けなくてはなりません。

なお、本会診療所のほかに個人開業の獣医師もおり、美浦・栗東両トレーニング・センター内で診療業務を行っています。

Q84. 競走馬事故見舞金とは。

A. 中央競馬の競走馬登録を受けている馬が、日本中央競馬会の施設内における不慮の事故に対して支給されるものをいいます。見舞金が支給される事故の種類および見舞金の額は、競走中の事故による死亡から疾病の発生により一定期間内出走できなかった場合まで、中央競馬馬主相互会が定める規程により交付されます。

中央競馬馬主相互会は、この他にも診療費および装蹄費の補助に関する業務も行っております。

これらの詳細については、下記までお問合せください。

中央競馬馬主相互会 〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2

6 東洋海事ビル3階

Tel: 03-5472-2680

美浦支部 〒300-0493 茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500-2

美浦トレーニング・センター内

Tel: 029-885-2111 (トレセン代表)

栗東支部 〒520-3085 滋賀県栗東市御園1028

栗東トレーニング・センター内

Tel: 077-558-0101 (トレセン代表)

【参考】日本中央競馬会場苑校所関係住所

名 称	住 所	電 話
本部	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-19	03-3591-5251
〃 (六本木事務所)	〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1	〃
関西広報室	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アカ堂島 NBF タワー 19F	06-7636-2860
馬事公苑	〒158-8523 東京都世田谷区上用賀 2-1-1	03-3429-5101
競馬学校	〒270-1431 千葉県白井市根 835-1	047-491-0333
競走馬総合研究所	〒320-0856 栃木県宇都宮市砥上町 321-4	028-647-0650
日高育成牧場	〒057-0171 北海道浦河郡浦河町 字西舎 535-13	0146-28-1211
宮崎育成牧場	〒880-0036 宮崎県宮崎市花ヶ島町 大原 2347	0985-25-3448
栗東トレーニング・センター	〒520-3085 滋賀県栗東市御園 1028	077-558-0101
美浦トレーニング・センター	〒300-0493 茨城県稲敷郡美浦村 大字美駒 2500-2	029-885-2111
札幌競馬場	〒060-0016 札幌市中央区北 16 条西 16-1-1	011-726-0461
函館競馬場	〒042-8585 北海道函館市駒場町 12-2	0138-53-1021
福島競馬場	〒960-8114 福島県福島市松浪町 9-23	024-534-2121
新潟競馬場	〒950-3301 新潟市北区笹山 3490	025-259-3141
中山競馬場	〒273-0037 千葉県船橋市古作 1-1-1	047-334-2222
東京競馬場	〒183-0024 東京都府中市日吉町 1-1	042-363-3141
中京競馬場	〒470-1132 愛知県豊明市間米町敷田 1225	052-623-2001
京都競馬場	〒612-8265 京都市伏見区葭島 渡場島町 32	075-631-3131
阪神競馬場	〒665-0053 兵庫県宝塚市駒の町 1-1	0798-51-7151
小倉競馬場	〒802-0841 北九州市小倉南区北方 4-5-1	093-962-3236